

岐阜県公報

第二千五百二十四号
平成二十六年二月二十五日
(火曜日)

目次

岐阜県自立支援医療に関する規則の一部を改正する規則	(保健医療課)	九一
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定	(廃棄物対策課)	九一
有害興行の指定	(男女参画青少年課)	九二
公衆浴場入浴料金の統制額の指定	(生活衛生課)	九二
平成二十五年産林業用配付種苗の種類、予定数量、価格等	(森林整備課)	九二
介護保険指定居宅サービス事業所の指定	(高齢福祉課)	九三
介護保険指定居宅サービス事業所の廃止	(同)	九三
介護保険指定介護予防サービス事業所の指定	(同)	九三
介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止	(同)	九四
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業流通課)	九四
市営土地改良事業の換地処分	(農地整備課)	九五
基本測量の終了	(用地課)	九五
大垣都市計画の図書の縦覧	(都市政策課)	九五
岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則中訂正	(人事課)	九五

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

規則

岐阜県自立支援医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二号

岐阜県自立支援医療に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県自立支援医療に関する規則(平成十八年岐阜県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中、「井田井田」を削り、「古田」を「井田」に改める。

附則

- この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の岐阜県自立支援医療に関する規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県自立支援医療に関する規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

告示

岐阜県告示第四十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十

平成二十六年二月二十五日

七第一項に規定する指定区域を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

廃止済一般廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
一 八三	郡上市八幡町西乙原字下戸具曾一五九八番一の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地
一 八四	郡上市大和町古道字馬坂五四五番八、五四五番二の一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地

岐阜県告示第四十七号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十六年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種類	題 名	等 級	配給会社名	所在地
映画	新人女子社員 淫乱 秘 検 診		新 日 本 映 画 映 像	新 日 本 映 画 映 像
	鉄格子の女 私を苛めないで		新 日 本 映 画 映 像	新 日 本 映 画 映 像

お天気キャスター 晴れのお洒落て	オーピー映画
恥づかしい人妻 濡れまくる唇下がり	KADOKAWA
華蔵	渋谷プロダクション

2 指定年月日

平成26年 2月25日

3 指定理由

著しく性的感傷を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四十八号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十一年厚生省令第三十八号）第二条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、平成二十六年四月一日から適用する。

なお、公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する告示（平成十九年岐阜県告示第一百二十七号）は、平成二十六年四月一日から廃止する。

平成二十六年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 公衆浴場の入浴料金の統制額

区 分	人 数	金 額
大 (十二歳以上の者)	人	四二〇円
中 (六歳以上十二歳未満の者)	人	一五〇円
小 (六歳未満の者)	人	七〇円

二 この統制額は、温泉その他知事が特殊なものと認めた公衆浴場については、適用しない。

岐阜県告示第四十九号

県が生産した平成二十五年度産林業用配付種苗の種類、予定数量、価格等を次のとおり

り定めたので、林業用種苗配付規則（昭和二十四年岐阜県規則第六号）第三条の規定により告示する。

平成二十六年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

種 類	樹 種	予定数量（キログラム）	一キログラム当たりの価格（円）
育種種子	すぎ	三・七〇〇	二、四三二
同	ひのき	一八・五〇〇	同
同	あかまつ	一・〇五〇	同
同	くろまつ	〇・五〇〇	同

公 示

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指月日定
合同会社 寺田屋	合同会社 寺田屋	岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲 高科五二七 一	福祉用具 貸与	平成 二六・一・一
合同会社 寺田屋	合同会社 寺田屋	岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲 高科五二七 一	特定福祉 用具販売	平成 二六・一・一

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃月日止
有限会社オフィスアンド イスランド	オフィスアンド ケアサー ビス	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内 四丁目三九番地	訪問介護	平成 二六・一・三

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百五十五条の二第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第一百五十五条の十一第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指月日定
合同会社 寺田屋	合同会社 寺田屋	岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲 高科五二七 一	介護予防 福祉用具 貸与	平成 二六・一・一
合同会社 寺田屋	合同会社 寺田屋	岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲 高科五二七 一	特定介護 予防福祉 用具販売	平成 二六・一・一

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の第十二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社オフィスアンド イスランド	オフィスアンド ドケアサー ビス	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内 四丁目三九番地	介護予防 訪問介護	平成 二六・一・三

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月二十五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月十七日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー可児店

可児市坂戸字八幡前八〇六番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）ゲンキー可児南店

（変更後）ゲンキー可児店

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）福井県坂井市丸岡町東陽二丁目九七番地

（変更後）福井県坂井市丸岡町下久米田三八字三三番

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

（変更前）ゲンキー株式会社 福井県坂井市丸岡町東陽二丁目九七番地

（変更後）ゲンキー株式会社 福井県坂井市丸岡町下久米田三八字三三番

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月二十五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月十七日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー可児店

可児市坂戸字八幡前八〇六番一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時～午後九時

(変更後) 午前九時～午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前十時～午後九時三〇分

(変更後) 午前八時三〇分～午後十時三〇分

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第三項の規定により、恵那市営土地改良事業島地区の換地処分を平成二十六年一月二十四日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十六年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量)

三 作業期間

平成二十五年九月一日から

同 二十六年一月三十一日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び安八郡安八町

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画市場

一号 大垣市公設地方卸売市場

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

正 誤

(原稿誤り)

平成二十五年四月一日号外(五) 岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則(岐阜県規則第二十三号)一三頁上段の表中「鉄砲等行政指導専門職」は、「銃砲等行政指導専門職」の誤り。

(原稿誤り)

平成二十五年七月一日号外(二) 岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改

正する規則（岐阜県規則第七十九号）五頁上段の表中「銃砲等行政指導専門職」は、
「銃砲等行政指導専門職」の誤り。

平成二十六年二月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社